指定訪問看護・訪問看護・介護予防訪問看護サービス

訪問看護ステーションハルアケア

重要事項説明書

あなた（ご利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令等の規定に基づき、あなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1．事業の目的と運営の方針

1）株式会社ハルアケアが設置する訪問看護ステーション ハルアケアの職員及び業務管理に関する重要事項を定め、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的としております。

2）利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法、健康保険法その他関係法令、後期高齢者医療保険制度、介護保険制度その他の公費負担制度及び契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図り、総合的支援及び適切なサービスを行います。

2．株式会社ハルアケア

- 法人名：株式会社 ハルアケア
- 所在地：神奈川県川崎市川崎区渡田新町 2-5-7 エステートムトウ 101
- 代表者：代表取締役　清水 美咲
- 電話番号：044-400-2182
- 事業内容：介護保険・医療保険関連事業

3．サービスを提供する事業所の概要

この項目に記載されている内容は、説明日時点の当該事業所の概要となります。

- 事業所名：訪問看護ステーション ハルアケア
- 所在地：神奈川県川崎市川崎区渡田新町 2-5-7 エステートムトウ 101
- 電話番号：044-400-2182
- FAX：044-330-1370
- 介護保険事業所番号：1465090436

職員体制

- 管理者：1 名

- その他看護師：2 名以上

通常の事業実施地域

- 神奈川県川崎市川崎区・幸区、横浜市鶴見区

（その他の地域においては相談に応じ決定します）

営業日・営業時間

- 月曜日～金曜日　9 時～18 時(但し国民の祝日、１２月２９日から１月３日までは除く）
- 夜間は常時利用者やその家族からの連絡対応が可能な体制

---

4. 訪問看護の内容

サービス内容の詳細は、利用者の希望を確認したうえで実施します。

(1) 病状・障害の観察
(2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
(3) 床ずれの予防・処置
(4) 認知症、精神疾患の看護
(5) 療養生活や介護方法の指導
(6) カテーテル等の管理
(7) その他医師の指示による医療処置

---

5. 秘密保持について

当事業者は業務上知りえた利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報について、法令に定める場合や利用者が同意した居宅サービス計画に記載された事業者に対する情報提供を行う場合を除き、契約中及び契約終了後、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。

---

6. 事故発生時の対応

当事業者は利用者に対する訪問看護の提供により、万が一事故が発生し、利用者に損害が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者の家族などに連絡をとり、必要な措置を講じるとともに、当事業者の責に帰すべき事由によるときは、「訪問看護サービス契約書」に従い、損害を賠償します。

---

7. 相談窓口・苦情対応窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。また、市役所、区役所の窓口等に苦情を伝えることもできます。

- 相談・苦情窓口：訪問看護ステーション ハルアケア
- TEL：044-400-2182

o　　Mail：info@haruacare.com
- 川崎市における苦情相談窓口
o　　川崎区役所　高齢・障害課　044-201-3080
o　　川崎市役所　健康福祉局高齢者事業推進課事業者指導係　044-200-2910
- 神奈川県国民保険団体連合会
o　　介護苦情相談課　045-329-3447

当事業所における第三者評価の実施状況は以下のとおりです。
- 第三者評価の実施状況：無

---

8. 利用料金・支払方法・重要事項
- 利用料金：

o　　介護保険制度に基づく訪問看護：厚生労働大臣の基準によるものとし、別紙の料金表を参照してください。
o　　後期高齢者医療制度、健康保険法等に基づく訪問看護：週 3 日が訪問の限度（特例あり）。別紙料金表参照。
- 支払方法：原則として指定金融機関口座からの自動引き落とし（月 1 回）

その他留意事項
- 保険給付対象外の支援、1 回 90 分を超えるサービス等は自費となります。
- 訪問看護と連携して行われる死後の処置は 20,000 円となります。
- 営業日以外（国民の祝日、年末年始）のサービス（1 回につき)は 2,000 円となります。
- 訪問看護実施のための移動に伴う経費（交通費、駐車料金等）は実費となります。※深夜等の対応時のタクシー代含む
- 交通費・材料費等は実費負担となります。
- 医療保険適用の訪問看護で時間延長した場合（30 分につき）3,000 円となります。
- 医療保険・介護保険給付対象の場合は非課税です。
- 医療保険適用外の訪問看護の場合は(30 分につき)以下金額となります。

早朝（6～8 時）　5,000 円
日中（8～18 時）4,000 円
夜間（18～22 時）5,000 円
深夜（22～6 時）6,000 円
基本訪問看護料金は別紙参照。

---

9. 虐待防止について

利用者に対するいかなる形の虐待も行いません。職員への研修、早期発見、通報・対応体制を整備し、利用者の尊厳を重視した支援を行います。

---

10. 身体拘束等の原則禁止

緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行いません。実施する場合は、本人または家族へ説明し同意を得たうえで、内容・理由・期間等を記録します。

---

11. 業務継続に向けた取り組み

感染症や災害発生時にもサービスを継続できるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、研修・訓練・定期的な見直しを行います。

---

12. 感染症対策について

職員の健康管理、設備の衛生管理、感染症対策委員会の設置、指針整備、研修実施等により感染予防・まん延防止を行います。

---

13. 医療 DX 推進体制について

当事業所は、オンライン資格確認等システムを通じて取得した診療情報等を活用し、利用者の状態を踏まえた質の高い訪問看護の提供に努めています。また、医療 DX を推進するため、必要な情報を適切に取得・活用し、安全管理措置を講じたうえでサービスを提供します。

---

14. 言語

本説明書は日本語を正文とします。英訳は参考であり、相違がある場合は日本語を優先しま
す。_____